

市 一時保護事案関係訴訟控訴審の判決を受けた対応について

年 月、池田子ども家庭センター（以下「センター」という。）が、市在住の（当時）を一時保護した事案についての国家賠償請求訴訟の控訴審判決について、敗訴したことをご報告します。判決文を精査した結果、最高裁判所には上告しないこととし、今後の対応について、下記のとおりとしたいと考えています。

1 裁判における主な争点と控訴審判決

| 論点 | 府の主張 | 一審判決 | 控訴審判決 |
|-----------|---|---|--|
| 一時保護処分 | 通告内容（受傷原因との主張の不整合）及び本児の年齢などから、調査が必要なため、児童福祉法 33 条に基づき、一時保護を行ったもの | 違法とは言えない。 | 原審どおり |
| 面会制限 | 安全な面会を実施し得るかは、センター職員がとやり取りをして慎重に判断する必要があり、必要最小限の面会の制限を実施 | 行政指導による面会制限は、保護者の任意の協力によって、実現されなければならない。 <u>保護者が面会を求めたにもかかわらず、一時保護先を伝えないことにより、面会制限を事実上の強制により実現したことは違法。</u> | 原審判決に加え、面会を一部認めるようになった年 月 日以降も、事実上の強制による部分的な面会制限をしたことについて違法。 |
| 一時保護処分の継続 | 受傷機転及び再発予防のための課題を明らかにした上で、愛着形成に配慮し、家族再統合支援を行うことが必要であり2か月を超えての一時保護が必要。家庭裁判所での審判を受け、家庭引き取りに向けた支援を継続することとしたが、関係や養育環境を確認するためには、一定の期間が必要なため、保護の継続が必要と判断。 | 2か月を超えての一時保護の承認審判から1か月までは違法とは言えない。 <u>承認審判の内容を踏まえ、本件鑑定書の内容の信用性について、再検討をせず、施設入所（児童福祉法 28 条承認申立）の方針を維持し、一時保護を継続したことは違法。</u> | 原審どおり （一時保護継続の承認審判の際に、家裁が、鑑定書の内容の信用性の検討及び家庭引き取りに向けた準備等の期間として承認すると述べた点について法的拘束力はないが、本件においては、審判時点の状況において、司法機関から具体的な根拠を示されて、指摘された内容を検討しなかったことは不合理と判示。） |

2 上告（上告受理申立）についての訴訟代理人弁護士からの助言

- ・ 上告（上告受理申立）すれば、審理はされる可能性は十分あるが、勝てるかという点と相当厳しい。
- ・ 最高裁が判断すれば、さらに判決が重たくなる。
- ・ 行政法上の論理では、行政指導は、任意の協力が前提であり、明文規定もなく強制力を持って行うことはできない。

3 本判決を受けた訴訟代理人弁護士の受止め

- ・ あくまでも客観的証拠や主張をもとに、個別事例を総合的に判断されたものであり、下記①、②が全体の判決に大きく影響している。

- ① 〇〇で一時保護中は、面会制限がなされておらず、〇〇の関わり方に問題がなく、本児への悪影響が認められなかったこと
- ② 受傷原因が何であるかがセンターの重要な判断要素となっている状況において、家裁にセカンドオピニオンを取得するよう指摘されたにも関わらず、受傷原因が確定できないという判断の主要な根拠となっていた鑑定書の信用性について検討した上で、一時保護継続の必要性について判断していなかったこと

- ・ 原審で適法と判断された、〇月〇日以降について、「面会は不定期で頻度も高くなく、その間も保護者が面会をもっと認めてほしいと要望し続けていたことは、事実上の強制による部分的な面会制限が継続しており、違法」と判示している（本件については、〇〇で一時保護中、面会制限がなされておらず、本児への悪影響がなく、〇〇の関わり方にも問題がなかったことが前提）。

一方、「児童が一時保護されていることによる内在的制約（例えば、児童相談所や保護施設の人的・物的態勢によって面会の時間や場所が一定の制約を受けるなど）」の存在を認めている。

- ・ 原則として、児童虐待防止法12条の処分以外に強制的に面会制限を行うことは認められないが、その「保護者が児童と面会する権利又は法的利益は絶対的なものではなく、児童の最善の利益に反してはならないから、例えば、児童虐待をした保護者が面会を求めたり、児童が保護者との面会を拒絶したりしており、面会を実施することによって児童の安全や福祉が侵害される具体的なおそれがあるような場合は、保護者が面会を求めることが権利の濫用（民法1条3項）に該当し、これを制限することがそもそも違法性を有しない」と判示している。

4 本判決を受けた今後の対応について

○セカンドオピニオンについて

受傷理由に疑義が生じる場合については、セカンドオピニオンを得ることを徹底する。

○面会通信制限について

- ・ 行政処分（児童虐待防止法第12条）によらず、行政指導として面会通信制限を行う場合は、相手方（保護者）の同意を前提とすることから、援助方針会議において、面会通信を制限する具体的根拠の有無について、慎重に検討することを徹底する。

また、面会の際、職員の同席等児童の安全を確保した上で、特に面会による心理的な影響が生じにくい乳児等について、保護者から面会通信の希望があった際には、面会通信制限は限定的に行うこととし、面会通信の方法や頻度について保護者に丁寧に説明し、理解と同意を求めることを徹底する。

- ・ 面会通信制限の根拠となる児童虐待防止法第12条に規定の「児童虐待を受けた児童」という要件を具備する場合で、保護者が面会通信制限に応じないことが明確になった場合は、行政処分（同条による面会通信制限）を行い、審査請求や取消訴訟の提起ができるよう、保護者の手続き保障を確保する。

- ・ 虐待を受けた、あるいは虐待を受ける恐れがある児童を調査のために一時保護し、必要な調査が完了していない段階など、面会通信制限の根拠となる児童虐待防止法第12条に規定の「児童虐待を受けた児童」という要件を具備しない場合については、判決において、「立法によって解決すべき問題であって、法解釈の限界を超えている」と判示されているため、面会通信制限のあり方について、法改正も視野に、児童相談所運営指針等において、具体的に明記するよう、国に対し緊急要望を行う。

※面会通信制限を実施しないと判断したケースについて、「児童相談所や保護施設の人的・物的態勢によって面会の時間や場所が一定の制約を受ける」ことは国家賠償法上違法とは評価されないと判示されているが、

※